

## 川崎市一般廃棄物処理基本計画等推進検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市一般廃棄物処理基本計画及び川崎市産業廃棄物処理指導計画(以下「基本計画」という。)の改定に向け、総合的な見地から施策を検討するとともに、廃棄物処理に係る施策を計画的に推進するため、川崎市一般廃棄物処理基本計画等推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について必要な検討を行うものとする。

- (1) 基本計画の改定に関すること。
- (2) これまでの取組状況の検証に関すること。
- (3) 廃棄物施策の推進に関すること。
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、環境局生活環境部担当課長(廃棄物政策担当)がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員長が認めた場合又は緊急を要する場合にあっては、持ち回り審議をもって、会議の開催に替えることができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合には、委員長の決するところとする。
- 4 委員がやむをえない事由により会議に出席できないときは、代理人の出席を認めるものとする。

### (関係者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、環境局生活環境部廃棄物政策担当に置く。

### (検討部会)

第7条 委員会は、より詳細な調査・検討を行うため、必要に応じ検討部会等を置くことができる。

- 2 検討部会等に関し必要な事項は、別に定める。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月13日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員長	環境局生活環境部担当部長（廃棄物政策担当）
委員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
	総務企画局公共施設総合調整室担当課長
	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
	財政局財政部財政課長
	経済労働局産業政策部企画課長
	まちづくり局指導部建築管理課担当課長
	建設緑政局総務部技術監理課長
	臨海部国際戦略本部成長戦略推進部担当課長
	上下水道局下水道部下水道計画課長
	環境局総務部庶務課長
	環境局総務部企画課長
	環境局脱炭素戦略推進室担当課長
	環境局環境対策部地域環境共創課長
	環境局生活環境部減量推進課長
	環境局生活環境部収集計画課長
	環境局生活環境部廃棄物指導課長
	環境局生活環境部担当課長（廃棄物政策担当）
	環境局施設部施設整備課長
環境局施設部施設建設課長	
環境局施設部処理計画課長	